

記 者 発 表 資 料  
令 和 8 年 2 月 4 日  
事業管理課 建設業振興・指導班  
担当：日下・戸部  
電話：022-211-3116  
[d-kensetu@pref.miyagi.lg.jp](mailto:d-kensetu@pref.miyagi.lg.jp)

## 監督処分について

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）の規定により、下記のとおり監督処分を行いましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 処分を受けた者に関する事項

	商号又は名称	代表者氏名	所在地
1	株式会社ケーユーケー	浦野 喜一郎	仙台市宮城野区中野5-4-2

#### 2 処分に関する事項

- (1) 処 分 年 月 日 令和8年2月4日  
(2) 処分を行った者 宮城県知事  
(3) 根 抠 法 令 法第28条第1項本文

#### 3 処分の内容

法第28条第1項本文の規定による指示

- (1) 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも次の事項について必要な措置を講ずること。  
ア 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知徹底すること。  
イ 法及び関係法令の規定の遵守を役職員等に徹底させるため、研修及び教育（以下「研修等」という。）に関する計画を作成し、役職員に対し継続的に当該計画に基づく研修等を行うこと。  
(2) 上記について講じた措置（上記に掲げる措置以外に講じた措置がある場合はこれを含む。）を令和8年3月4日までに文書により報告すること。

#### 4 処分の原因となった事実

株式会社ケーユーケーは、法第11条第2項に規定する書類に、事実と異なる兼業事業売上高の金額を記載し、これを提出した。このことは、同条に違反する。

また、上記の事実と異なる兼業事業売上高の金額を記載した決算書を用いて、令和6年7月25日を審査基準日とする経営事項審査の申請を行い、当該申請に基づいて得た経営事項審査結果通知書を用いて、宮城県の入札参加資格を得た。このことは、法第27条の24第3項及び第27条の26第3項に違反し、法第

28条第1項第2号に該当する。

※ 参考

【建設業法抜粋】

(変更等の届出)

第11条 (略)

2 許可に係る建設業者は、毎事業年度終了の時における第6条第1項第1号及び第2号に掲げる書類その他国土交通省令で定める書類を、毎事業年度経過後4月以内に、国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

3～5 (略)

(経営状況分析)

第27条の24 (略)

2 経営状況分析の申請は、国土交通省令で定める事項を記載した申請書を登録経営状況分析機関に提出してしなければならない。

3 前項の申請書には、経営状況分析に必要な事実を証する書類として国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。

4 (略)

(経営規模等評価)

第27条の26 (略)

2 経営規模等評価の申請は、国土交通省令で定める事項を記載した申請書を建設業の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事に提出してしなければならない。

3 前項の申請書には、経営規模等評価に必要な事実を証する書類として国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。

4 (略)

(指示及び営業の停止)

第28条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号のいずれかに該当する場合又はこの法律の規定(第19条の3、第19条の4、第24条の3第1項、第24条の4、第24条の5並びに第24条の6第3項及び第4項を除き、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。)第15条第1項の規定により読み替えて適用される第24条の8第1項、第2項及び第4項を含む。第4項において同じ。)、入札契約適正化法第15条第2項若しくは第3項の規定若しくは特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成19年法律第66号。以下この条において「履行確保法」という。)第3条第6項、第4条第1項、第7条第2項、第8条第1項若しくは第2項若しくは第10条第1項の規定に違反した場合においては、当該建設業者に対して、必要な指示をることができる。特定建設業者が第41条第2項又は第3項の規定による勧告に従わない場合において必要があると認めるときも、同様とする。

一 (略)

二 建設業者が請負契約に関し不誠実な行為をしたとき。

三～九 (略)